

三鷹市教育支援プラン 2027

(案)

2024(令和6)年12月

三鷹市教育委員会

目次

第1章 三鷹市教育支援プラン2027策定にあたって	1
第1 三鷹市教育支援プラン2027の基本的な考え方	1
第2 特別支援教育を取り巻く国・都の主な動向.....	2
第2章 三鷹市教育支援プランを振り返って	4
第1 教育支援に係る児童・生徒数の推移.....	4
第2 三鷹市教育支援プランの主な成果と課題.....	5
第3章 三鷹市教育支援プラン2027の方向性.....	11
第1 三鷹市教育支援プラン2027の基本理念・目標	11
第2 三鷹市教育支援プラン2027の施策体系.....	12
第4章 三鷹市教育支援プラン2027の具体的な取り組み	13
第1 I 学園・学校における教育支援の充実.....	13
第2 II 教育支援を推進する環境の整備.....	16
第3 III 地域・関係機関と連携した切れ目のない教育支援の推進	19

【用語の表記について】

三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え「特別支援」を「教育支援」と呼称・表記しています。

また、法律名、法定の名称等を除き「障害」を「障がい」と表記しています。

第1章 三鷹市教育支援プラン2027策定にあたって

第1 三鷹市教育支援プラン2027の基本的な考え方

1 プランの基本理念

「障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として自分の力を最大限伸ばし、共に学び、互いに尊重しながら、社会で自立できるよう育っていくことを支援する」を基本理念に掲げ、教育委員会として、学校として教育支援を実施するための環境整備に向けた取り組みや地域、保護者、市民の皆さんと協働して取り組むべきことを示し、理念の実現を図ります。

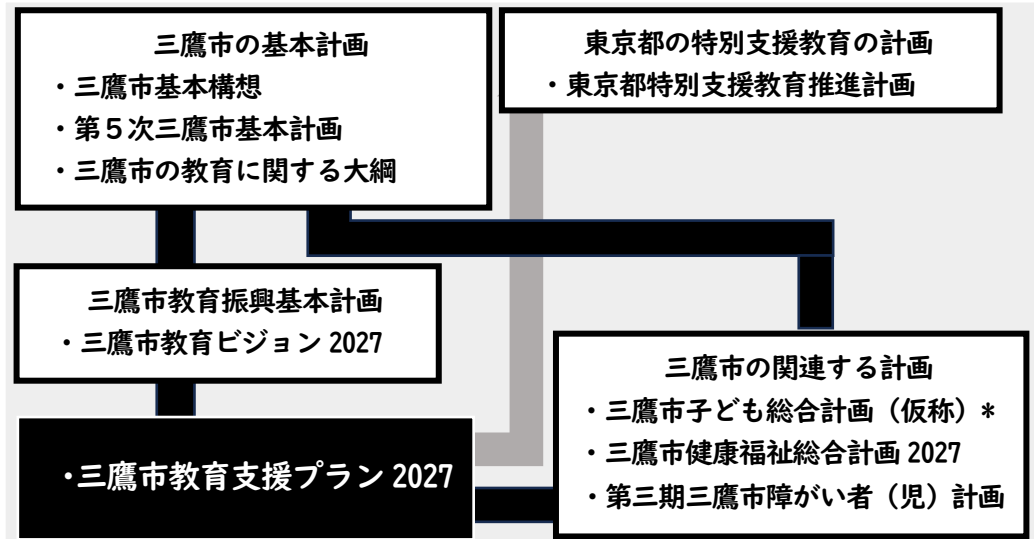
2 プランの期間

2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間とします。
また、この4年間における教育支援の充実に関する目標と施策を示します。

3 プランの位置付け

このプランは、「特別支援教育の推進について(文部科学省初等中等教育局長通知19文科初第125号)」における特別支援教育を推進するための基本的な計画とします。

「第5次三鷹市基本計画」、「三鷹市の教育に関する大綱」や「三鷹市教育ビジョン2027」に基づくとともに、「三鷹市子ども総合計画(仮称)」や「三鷹市障がい者(児)福祉計画」等との整合を図ります。



*2025(令和7)年3月策定予定

第2 特別支援教育を取り巻く国・都の主な動向

1 国の主な動向

【2007(平成19)年4月 学校教育法の一部改正】「特殊教育(心身障害教育)」から「特別支援教育」への転換が図られ、特別支援教育は特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることになりました。

【2011(平成23)年8月 障害者基本法改正】国及び地方公共団体は、障がい者が、その年齢、能力及びその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう施策を講じることとされました。

【2012(平成24)年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会】「インクルーシブ教育システム」の理念が示されました。

【2013(平成25)年9月 学校教育法施行令改正】障がいのある児童・生徒の就学先決定については、これまでの「障がいの状態」のみを基準とするのではなく、児童・生徒及び保護者等の教育的ニーズなど総合的な観点から決定する仕組みへと変わりました。

【2014(平成26)年1月 「障害者の権利に関する条約」批准】教育についての障がい者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。

【2016(平成28)年4月 障害者差別解消法施行】障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や障がい者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められました。

【2016(平成28)年5月 発達障害者支援法改正】「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮すること」や「個別の教育支援計画の作成」「個別の指導に関する計画の作成の推進」を行うことが新たに規定されました。

【2021(令和3)年1月 中央教育審議会答申】「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方が示されました。

【2021(令和3)年9月 医療的ケア児支援法施行】国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を負うことになりました。

2 東京都の主な動向

【2004(平成16)年11月 東京都特別支援教育推進計画】第一次～三次実施計画により、都内の公立小・中学校全校に特別支援教室を設置することとし、通級による指導を必要とする児童・生徒が在籍校で受けられるようになりました。

【2016(平成28)年2月 東京都発達障害教育推進計画】発達障がい教育の充実に向け、都内全ての公立学校における発達障がい教育に関する計画が策定されました。

【2017(平成29)年2月 東京都特別支援教育推進計画(第二期)】第一次実施計画を策定し

ました。

【2022(令和 4)年 3 月 東京都特別支援教育推進計画(第二期)】第二次実施計画を策定しました。

第2章 三鷹市教育支援プランを振り返って

第1 教育支援に係る児童・生徒数の推移

1 校内通級教室等で学ぶ児童・生徒数

校内通級教室¹又は教育支援学級²で学ぶ児童・生徒数は、教育支援プラン（第一版）が策定された2007（平成19）年度と比較すると、2024（令和6）年5月時点で約2.5倍に増加しています。

単位：人（各年5月1日）

年度	2007 （平成19） 年度	2012 （平成24） 年度	2017 （平成29） 年度	2022 （令和4） 年度	2024 （令和6） 年度	2007 （平成19） 年度比
児童・生徒数	10,935	11,125	11,899	13,025	13,030	約1.2倍 (2,095人増)
うち校内通級 教室等利用 （在籍）児童・ 生徒数	304	383	431	758	776	約2.5倍 (472人増)

2 教室・学級別の児童・生徒数

教育支援学級（固定制）の在籍児童・生徒数は、教育支援プラン（第一版）が策定された2007（平成19）年度と比較すると、2024（令和6）年5月時点で約1.5倍に増加しています。また、発達障がい・情緒障がいを対象とする校内通級教室の利用児童・生徒数は、約4.9倍に増加しています。

単位：人（各年5月1日）

年度	2007 （平成19） 年度	2012 （平成24） 年度	2017 （平成29） 年度	2022 （令和4） 年度	2024 （令和6） 年度	2007 （平成19） 年度比
教育支援学級 （固定制） 【知的障がい】	143	160	164	218	207	約1.5倍 (64人増)
教育支援学級 （通級制） 【言語・聴覚障がい】	54	50	44	49	49	同程度 (5人減)
校内通級教室※ 【発達・情緒障がい】	107	173	223	491	520	約4.9倍 (413人増)

※2018（平成30）年度より全小学校で巡回指導を開始し、2020（令和2）年度より全中学校で巡回指導を開始した。
巡回指導が始まる前は、対象児童・生徒が拠点校に通って指導を受けていた。

¹ 校内通級教室は、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒を対象として、発達障がい教育を担当する教員が各学校を巡回して指導する通級指導の一形態です。東京都では「特別支援教室」と呼称しています。

² 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する特別支援学級。三鷹市では「教育支援学級」と呼称しています。

第2 三鷹市教育支援プランの主な成果と課題

1 三鷹市教育支援プランの主な成果（2007（平成19）～2019（令和元）年度）

三鷹市教育支援プラン	2007（平成19）年4月～2012（平成24）年3月
2007（平成19）年度	就学支援シートの運用開始 教育支援学級（知的障がい・固定制）開級：高山小学校 教育支援学級（知的障がい・固定制）開級：第四中学校
2008（平成20）年度	三鷹市個別指導計画、個別の教育支援計画のガイドライン策定
2009（平成21）年度	教育支援学級（知的障がい・固定制）開級：第七小学校 教育支援学級（知的障がい・固定制）開級：第三中学校 教育支援学級（肢体不自由・固定制）開級 ³ ：第三中学校
2010（平成22）年度	教育支援学級（情緒障がい・通級制）開級 ⁴ ：北野小学校
2011（平成23）年度	教育支援学級（知的障がい・固定制）開級：第五中学校及び第七中学校
三鷹市教育支援プラン 2022	2012（平成24）年4月～2016（平成28）年3月
2013（平成25）年度	東京都スクールカウンセラーの全校配置（小15校・中7校）
三鷹市教育支援プラン 2022 （第1次改定）	2016（平成28）年4月～2020（令和2）年3月
2016（平成28）年度	三鷹市校内通級教室実施方策策定
2018（平成30）年度	全小学校で校内通級教室の巡回指導開始 ⁵ 校内通級教室（発達障がい・情緒障がい）開室：第二小学校 三鷹市スクールカウンセラーの全校配置（小15校・中7校）
2019（平成31）年度	校内通級教室（発達障がい・情緒障がい）開室：第五小学校

³ 平成24年4月閉級

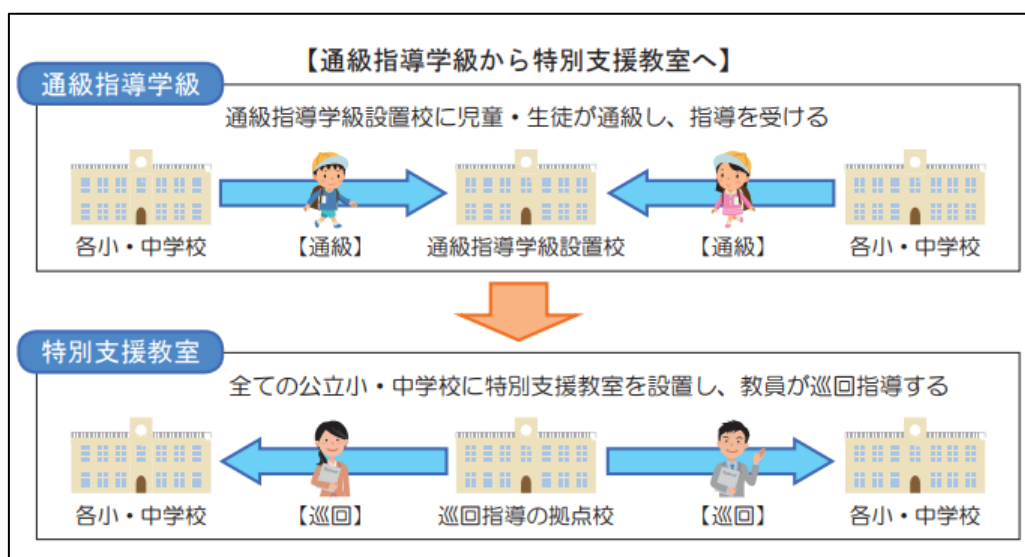
⁴ 現在は「校内通級教室」となっています。

⁵ これまでは、児童が直接、通級指導学級に通級していましたが、教育支援学級（情緒障がい・通級制）を校内通級教室（拠点校）へ転換し、校内通級教室（拠点校）から教員が各校を巡回して指導する体制となりました。

2 三鷹市教育支援プラン2022（第2次改定）の主な成果（2020（令和2）～2023（令和5）年度）

三鷹市教育支援プラン 2022（第2次改定）		2020（令和2）年4月～2024（令和6）年3月
2020（令和2）年度	適応支援教室 A-Room を開設 ⁶ 全中学校で校内通級教室の巡回指導開始	
2021（令和3）年度	三鷹市医療的ケア実施要領策定	
2022（令和4）年度	校内通級教室（発達障がい・情緒障がい）開室：中原小学校 校内通級教室（発達障がい・情緒障がい）開室：羽沢小学校	
2023（令和5）年度	総合教育相談室の体制強化	

（参考）教育支援学級（通級制）から校内通級教室への転換（イメージ）について



（東京都教育委員会「特別支援教室運営ガイドライン」より）

【イラスト中の用語について】

三鷹市において「通級指導学級」は「教育支援学級（通級制）」、「特別支援教室」は、「校内通級教室」と表記・呼称しています。

⁶ 市立第一中学校（1階）に設置。分室は三鷹市教育センター（2階）に設置しています。

3 三鷹市教育支援プラン2022（第2次改定）の振り返り

- ・国、東京都の動向
- ・教育支援対象児童・生徒数等の推移
- ・計画期間（2020（令和2）～2024（令和6）年度）中の取り組み実績
- ・三鷹市教育支援推進委員会における協議
- ・全市立小・中学校で指名されている教育支援コーディネーター等へのアンケート調査結果
- ・通常の学級において何らかの支援が必要と考えられる児童・生徒数ヒアリング調査結果

以上を踏まえた「主な成果」及び「引き続きの課題」は以下のとおりです。

(1) 主な成果

ア 2020（令和2）年4月に設置した適応支援教室 A-Room は、児童・生徒、保護者及び教員に広く周知され、利用者数が増加しました。

69人（2021（令和3）年3月時点）→115人（2023（令和5）年3月時点）

イ 医療的ケア児支援法⁷の趣旨を踏まえ、学校生活の中で医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）を必要とする児童・生徒に医療職である看護師を配置しました。

（2024（令和6）年5月時点：市立小・中学校において医療的ケアを実施している児童・生徒3人）

ウ 全市立小・中学校において校内通級教室の巡回指導体制を整備し、校内通級教室を利用する全て（100%）の児童・生徒に「個別指導計画・個別の教育支援計画⁸」を作成し、効果的な指導・支援を行いました。

エ 2023（令和5）年4月に総合教育相談室の体制強化（教育相談員4人、SSW⁹1人増員）を図り、多くの支援ニーズに対応しました。

（参考）教育相談件数 2023（令和5）年度 実績 2,599件（前年度比 1,068件、69.7%増）

(2) 引き続きの課題

ア 教員の職層に応じた教育支援に係る資質の向上

教育公務員特例法¹⁰の一部が改正されたことを契機に、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」が改定され、学校管理職や教員が職層に応じて備えるべき「教育支援」に係る資質が明示されました。これら職層別に示された資質を備え、かつ、専門性をより向上できるように、教育支援に係る研修体系を再構築する必要があります。

（I-1-(1) 校長及び副校長、教員の職層に応じた教育支援に係る資質・能力の向上）

⁷ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）

⁸ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成し活用する諸計画

⁹ SSW（School Social Worker）：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者を教育委員会から学校等へ派遣しています。

¹⁰ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の3

イ 教育支援コーディネーター¹¹に係る専門性の維持・向上

教育支援コーディネーターは、学校管理職とともに校内における教育支援推進の旗振り役となる職です。校内外での連絡調整をはじめ、発達に課題のある児童・生徒や保護者のニーズに応じた支援策の検討には、相応の専門性と実践を通じた経験の蓄積が不可欠です。特に、新任の教員や新たに指名された教育支援コーディネーターには、OJT¹²を通じた専門性の継承が効果的ですが、その業務量の多さから人財育成の機会が少なくなっているのが現状です。

また、インクルーシブ教育推進のためにも、校内での教育支援への理解を一層充実する必要があることから、教育支援コーディネーターを担う人財の育成等が課題となっています。

(I-2-(3) 教育支援コーディネーターの各学年配置の推奨)

ウ 通常の学級における支援を必要とする児童・生徒への支援

2022(令和4)年12月に発表された国の調査結果¹³によれば、通常の学級において発達の特性を原因として何らかの支援を必要とする児童・生徒は「8.8%」存在すると推計されました。三鷹市においても市立小・中学校長へのヒアリングにより同様の傾向(通常学級に在籍する児童・生徒のうち約1割程度が何らかの支援を要する)があることが推察されました。

児童・生徒の支援ニーズを充足するには個別指導計画や個別の教育支援計画を作成し保護者を含めた関係者間で共有し支援していくことが効果的であるため、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒についても積極的に個別指導計画等を作成していくことが望まれます。

(I-3-(1) デジタル技術を活用した効率・効果的な計画作成の実証研究)

(I-3-(2) 支援が必要な児童・生徒の個別指導計画・個別の教育支援計画の作成)

エ 教育支援学級における適切な指導環境を整えるための取り組み

教育支援学級(固定制)の対象児童・生徒数は増加傾向にあるものの、現状では、対象となる全ての児童・生徒の受け入れが可能な程度に、同学級の設置は進んでいます。しかしながら、学校周辺地域の宅地開発等により、児童・生徒数に偏在が見られ、今後、教室等の指導スペースのひっ迫や、逆に児童・生徒数の減少から学級維持に影響が出ること¹⁴が懸念されます。

そのため、対象児童・生徒数の今後の推移を注視しつつ、教育支援学級(固定制)

¹¹ 教員の中から校長により指名され(各校2人)、校内委員会の開催から学校内外の連絡調整など教育支援全般に係る事務を分掌します。

¹² On the Job Training の略。職場で実務を経験させる育成手法。

¹³ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(令和4年 文部科学省)

¹⁴ 法令等で児童・生徒数により配置教員数が決定されるため、配置教員数に変動が出ること。

*公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第3条

の規模や配置、学区域について検討を進める必要があります。

(Ⅱ-1-(1) 在籍児童・生徒数や設置学校の教室数などを踏まえた教育支援学級の再編)

オ 発達障がい・情緒障がい対象児童・生徒の増加に伴う対応

教育支援プラン(第一版)を策定した2007(平成19)年から比較して、発達障がい・情緒障がいを対象とした校内通級教室の対象児童・生徒数は、約4.9倍に増加しています。障がい種は、自閉症(ASD)、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)及び選択性かん黙など様々なため、発達の特性からくる課題やそれに対する指導・支援の手法、必要な指導スペースや設備等も異なります。校内通級教室では、定められた指導時間¹⁵内で、通常の学級から取り出し¹⁶て指導を行います。障がい種や発達特性の程度によっては、一時的な取り出し指導では十分な教育的効果を得られない事例も散見されるため、発達障がい・情緒障がいを対象とした教育支援学級(固定制)の設置も含めた検討が必要です。

(Ⅱ-1-(2) 自閉症・情緒障がい教育支援学級(固定制)の開設)

カ インクルーシブ教育の推進

2013(平成25)年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、障がいの状態のみに着目するのではなく個別の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案することと改められました。障がいの状態としては特別支援学校就学相当¹⁷である児童・生徒であっても、総合的な判断の結果として「対象児童・生徒の力を最大限伸ばし、共に学び、互いに尊重しながら、社会で自立できるよう育てていくことを支援する」ための学びの場として、市立小・中学校が相応しいと考えられる場合には、学校での支援体制を適切に構築していく必要があります。

(Ⅱ-2-(2) 特別支援学校就学相当児童・生徒へのインクルーシブ教育支援員の配置)

キ 医療的ケア児支援体制の更なる強化

2021(令和3)年3月に「三鷹市立小・中学校における医療的ケア実施要領」を策定し、市立小・中学校における医療的ケア児の受け入れ体制を整え、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアに対応してきましたが、学校宿泊行事や課外活動など、通常の学校生活とは異なる環境下においても、安定して安全に医療的ケアが実施されることが重要です。そのためには、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係機関の連携につながる医療的ケア児関係機関連絡会等において、支援体制の検討及び連

¹⁵「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月31日付17文科初第1177号)において、障がい種毎の標準指導時間が定められています。

¹⁶一時的に通常の学級を抜けて校内の指導スペース(教室等)で指導を受けます。

¹⁷学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障がいの程度であること。

携促進を図り、医療的ケア児コーディネーターとのさらなる連携の強化が必要です。

(Ⅱ-3-(5) 医療的ケア児コーディネーターとの連携強化)

ク 子ども発達支援センターとの更なる連携の推進

療育機関である「三鷹市子ども発達支援センター」と教育委員会は、これまでも就学に係る説明会の合同開催や、両機関に所属する相談員間の交流・情報交換などで連携をしてきましたが、同センターで療育支援を受けている年長児童及びその保護者は、発達特性等から就学後の学校生活へ不安を抱いている事例も多く、引き続きより良い連携の在り方を検討する必要があります。

(Ⅲ-1 子ども発達支援センターとの連携推進)

第3章 三鷹市教育支援プラン2027の方向性

第1 三鷹市教育支援プラン2027の基本理念・目標

1 基本理念

三鷹市教育支援プランの通底した考え方として

「障がいのある子もない子ども学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として自分の力を最大限伸ばし、共に学び、互いに尊重しながら、社会で自立できるよう育っていくことを支援する」を基本理念にしています。

2 基本目標

基本理念を実現するため次の3つの基本目標を設定します。

I 学園・学校における教育支援の充実
学園・学校において、児童・生徒一人ひとりの課題を見極め、それぞれのニーズに的確に応じた指導や支援、学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校内の支援体制の充実を図ります。
II 教育支援を推進する環境の整備
義務教育9年間を見通した教育支援を推進する環境を整備するため、教育支援学級の規模・あり方の検討や、医療的ケア児の受け入れ態勢の充実に取り組みます。また、複雑・多様化する相談・支援ニーズに対応するための支援体制の整備を図ります。
III 地域・関係機関と連携した切れ目のない教育支援の推進
共生社会の実現に向けて、幼稚園・保育園などの就学前機関や福祉・保健・医療等諸機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から義務教育の学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

3 インクルーシブ教育への考え方について

三鷹市は、学校と保護者・地域のつながりを深め、地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の取組を進め、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」という市民意識が醸成され、地域全体で学園の子どもたちを支援しています。これまで三鷹市が築いてきたことを生かし、全ての子ども自立と社会参加を見据えて、学校・家庭・地域の連携協力のもと、多様性が尊重された安心できる環境の中で、障がいがある子もない子ども可能な限り同じ場で共に学ぶことと、個に応じた学びを両立するインクルーシブ教育の充実に努めていきます。

第2 三鷹市教育支援プラン2027の施策体系

基本理念	<u>障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て次代を担う人として 自分の力を最大限伸ばし、共に学び、互いに尊重しながら、社会で自立でき るよう育っていくことを支援する</u>
I 学園・学校における教育支援の充実	
学校教職員の教育支援に係る資質・能力の向上	
校内委員会による校内支援体制の充実	
個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用の充実	
小・中一貫教育による教育支援学級等での指導・支援の充実	
交流及び共同学習の推進	
II 教育支援を推進する環境の整備	
教育支援学級等の再編・充実	
教育支援が必要な児童・生徒を支援する支援員の配置	
医療的ケア児に対する支援体制の充実	
総合教育相談体制の充実	
III 地域・関係機関と連携した切れ目のない教育支援の推進	
子ども発達支援センターとの連携推進	
障がい福祉との連携推進	
幼稚園・保育園・小学校及び学童保育所等との連携推進	
都立特別支援学校との連携推進	
義務教育終了後の教育機関等との連携推進	

第4章 三鷹市教育支援プラン2027の具体的な取り組み

第1 I 学園・学校における教育支援の充実

1 学校教職員の教育支援に係る資質・能力の向上

教育支援の充実を図るためには、児童・生徒と直接関わる教職員の教育支援に係る資質・能力の向上が不可欠です。より専門性を高める取り組みを実施します。

(1) 校長及び副校長、教員の職層に応じた教育支援に係る資質・能力の向上

【重点施策】

東京都が策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標¹⁸」を踏まえ、「三鷹市立小・中学校教員の教育支援に関する資質・能力の指標」を定めるとともに、職層に応じた教育支援に係る体系的な教員研修を実施します。

<取組例>

学校管理職(校長・副校長)を対象に学校運営に必要な教育支援に係る理解とインクルーシブ教育の推進に資する研修や教育支援コーディネーターを対象とした学校での推進役として必要な教育支援に関する知識を身に付ける研修

教育支援学級及び校内通級教室(以下「教育支援学級等」という。)教員を対象に、発達検査¹⁹結果の読み取りや、その活用方法など教育支援に係る専門研修

(2) 学園・学校での教育支援の充実

学園、学校が主体的に企画・実施する教育支援に係る校内研修に講師派遣や講師謝礼の助成等を通じて支援し、学園・学校内での理解・気運の醸成を図ります。

2 校内委員会による校内支援体制の充実

校内支援委員会²⁰の機能は、学校の教育支援の充実を図るために、とても重要です。校長のリーダーシップの下、校内の支援体制を確立し、支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法を検討・共有するため、全ての市立小・中学校で校内委員会を実施します。

(1) 校内委員会の適切な実施

校内委員会は、校内での情報共有や新任教職員等の貴重なOJTの機会でもあるため、各学園計画²¹や各校の教育課程²²に位置付け、校内委員会を十分に活用した教育支援の充実を図るなど効果的な学校運営につながるよう働きかけを行います。

¹⁸ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の3に基づき東京都教育委員会が策定する教師の職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化した指標。

¹⁹ 新版 K 式発達検査や WISC-V 知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査。

²⁰ 学校管理職や教育支援コーディネーターをはじめとした支援の必要な児童・生徒の関係教職員等で構成する学校内での検討・連絡調整を行う場。

²¹ 三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則(平成18年教委規則第2号)第8条に定める教育計画です。

²² 教育基本法(平成18年法律第120号)第5条に掲げる理念等を実現するため、学校教育法その他の関係法令に則り各学校において作成される教育目標です。

(2) 専門家の助言を生かした協議

巡回発達相談員²³やスクールカウンセラーなどの発達・心理の専門家による助言等を生かしながら、よりの確に児童・生徒への支援方法等を検討できる校内委員会の運営を行います。

(3) 教育支援コーディネーターの各学年配置の推奨 **【重点施策】**

支援の必要な児童・生徒は、引き続き増加傾向であり、校内外での連絡調整等を担う教育支援コーディネーターの業務は多く、新任コーディネーターの育成など専門性を継承する機会が少なくなっているのが現状です。また、インクルーシブ教育推進のため、校内での教育支援を一層充実する必要があることから、各学校長が指名する教育支援コーディネーターを「**学年毎に1人**」とすることを推奨していきます。

(参考) 2024(令和6)年度指名状況(平均) 小学校 3.2人/校 中学校:2.4人/校

3 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用の充実

的確な実態把握と分析を基に、個別指導計画・個別の教育支援計画を作成し、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに適切な指導・支援を行います。

(1) デジタル技術を活用した効率・効果的な計画作成の実証研究 **【重点施策】**

個別指導計画・個別の教育支援計画の作成は、児童・生徒の支援ニーズを充足させる一方で、保護者や関係者との調整などに多くの時間を要し、また、作成する教員の知識・経験等によっては指導・支援内容にも差が生じてしまうことが課題です。そのため、デジタル技術を活用し、これらの諸課題を解決する方策を検討します。

(2) 支援が必要な児童・生徒の個別指導計画・個別の教育支援計画の作成

市立小・中学校では、全ての教育支援学級等の対象児童・生徒の個別指導計画・個別の教育支援計画を作成しています。引き続き、各種計画の作成を推進します。

教育支援学級等の対象ではない児童・生徒のうち支援レベル(下表参照)が1又は2の児童・生徒についても各種計画の作成を推進していきます。

支援レベル1	校内通級教室教員や教育支援コーディネーターの助言に基づく、通常の学級担任等の指導方法の工夫により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	巡回発達相談員等の校外における人的資源を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	通級による指導が必要と思われる程度

(東京都教育委員会「特別支援教室運営ガイドライン」より要旨抜粋)

²³ 発達・心理の専門家を学校へ派遣し、通常の学級に在籍する何らかの支援が必要と考えられる児童・生徒について、発達の特性やそれに対する支援方法等の指導・助言を行う市の独自事業です。

4 小・中一貫教育による教育支援学級等での指導・支援の充実

学園を単位とした小・中一貫教育の中で、児童・生徒一人ひとりの障がいや特性に応じた切れ目ない丁寧な指導・支援が市では行われており、今後も継続していくことが重要です。

(1) 都立特別支援学校と連携した支援

都立特別支援学校のセンター的機能や専門家の指導・助言を生かして、義務教育9年間と卒業後の社会的自立に向けた進路を見据えた教育の充実を図ります。

(2) 専門家と協働した支援

教育支援学級等では、言語聴覚士(ST)や作業療法士(OT)などの外部専門家による指導・助言をいただき支援に役立てています。引き続き、多様な専門家との協働を図っていきます。

5 交流及び共同学習の推進

都立特別支援学校及び教育支援学級に在籍する児童・生徒の通常の学級における交流及び共同学習を推進し、相互の児童・生徒の障がい理解や心の成長を促し、互いを尊重し合える関係を築くことで、共生社会の実現を目指します。

(1) 都立特別支援学校と連携した取組

都立特別支援学校と連携し、副籍制度²⁴を活用した「直接交流」や「間接交流」の充実を図ります。

(2) 通常の学級と教育支援学級との連携した取組

希望する教育支援学級在籍児童・生徒の通常の学級との交流及び共同学習を促進します。

²⁴ 「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」で、東京都教育委員会により平成19(2007)年度に導入されました。

第2 Ⅱ教育支援を推進する環境の整備

1 教育支援学級等の再編・充実

教育支援学級等の在籍児童・生徒数は増加傾向にありますが、児童・生徒数には地域差があることから教室等の指導スペースがひっ迫している学校がある一方で、一定のゆとりのある学校が存在します。また、発達障がいについては、その障がい種により、必要な指導技術や設備が異なるため、教育支援学級等の規模や配置等の検討に取り組みます。

(1) 在籍児童・生徒数や設置学校の教室数などを踏まえた教育支援学級の再編

【重点施策】

三鷹の森学園(第三中学校、第五小学校、高山小学校)及び鷹南学園(第五中学校、中原小学校、東台小学校)における教育支援学級(固定制)の規模・配置について検証(シミュレーション)し、必要に応じて学区の検討を行います。

(2) 自閉症・情緒障がい教育支援学級(固定制)の開設 **【重点施策】**

自閉症又は選択性かん黙等を有し、通級による指導を受けていても他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難な状況である児童・生徒が一定数確認できます。そのため、自閉症・情緒障がい教育支援学級(固定制)を開設し、教育課程の研究を行い、支援の充実を図ります。

2 教育支援が必要な児童・生徒を支援する支援員の配置

多様な支援ニーズに応えるためには、教員の支援に加えて支援を行う支援員の活躍が必要です。国や東京都の補助金等も活用しながら、必要な支援を行う支援員の配置を行います。

(1) 教育支援が必要な児童・生徒を支援する支援員の配置

教育支援学級では、介助が必要な児童・生徒のために支援員を配置するほか、通常の学級で発達特性等により支援が必要な児童・生徒には、発達障がい等教育支援員の配置を行っています。引き続き必要に応じた配置を継続していきます。

(2) 特別支援学校就学相当児童・生徒へのインクルーシブ教育支援員の配置

【重点施策】

学校教育法施行令第22条の3²⁵に該当し、特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により市立小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行うため、東京都補助金等を活用しながら、状況に応じてインクルーシブ教育支援員を配置します。

3 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律を踏まえ、市立小・中学校に在籍し、医療的ケアを希望する児童・生徒に対しては、引き続き「三鷹市立小・中学校における医療的ケア実施要領²⁶」に基づいて、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実を図

²⁵ 視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)について特別支援学校相当の障がい程度を定めた規定

²⁶ 教育委員会が市立小・中学校における医療的ケアへの対応の在り方などを示したガイドライン

ります。

(1) 関係機関との連携強化

医療的ケア児関係機関連絡会において、就学予定の児童について関係者間で情報共有し、円滑な支援につなげます。

(2) 就学相談における適切な学びの場の検討

医師を顧問として教育委員会に設置している就学支援委員会において、適切な医療的ケアの実施や学校施設での受け入れ体制を考慮し、引き続き適切な学びの場の検討を行います。

(3) 医療的ケアに係る看護師の配置

学校生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、引き続き訪問看護事業者に委託し看護師等の配置を推進していきます。

(4) 学校における支援体制の検討

市立小・中学校における医療的ケア実施要領に基づき校内に設置された「医療的ケア安全委員会」において、学校における支援体制の検討を行います。

(5) 医療的ケア児コーディネーターとの連携強化 **【重点施策】**

市に配置されている医療的ケア児コーディネーターとの連携を強化し、学校宿泊行事や課外活動など、通常の学校生活とは異なる環境下や、就学段階での相談など、専門的知識を有する医療的ケア児コーディネーターと連携することで、円滑な支援を促進します。

4 総合教育相談体制の充実

総合教育相談室では、生活・学習・発達など子どもに関する心配ごとや学校や家庭生活に関する心配ごとなど様々な相談を受けています。また、学校における相談の充実を図るために、スクールソーシャルワーク機能を有する市のスクールカウンセラーの配置や巡回発達相談員の派遣を行っています。これらの事業を継続しながら、相談ニーズが高まっていることや相談者の多様化への対応を行うために、総合的・専門的な相談体制の充実を図ります。

(1) スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣

課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして学校へ派遣しています。

(2) スクールカウンセラーの配置

市内7つの学園に1人ずつ計7人の市スクールカウンセラーを配置し、小・中一貫した切れ目のない支援を実施するとともに、SSW機能を付与することで、積極的なアウトリーチ²⁷を行い早期支援に努めています。

(3) 就学相談員の配置

保護者等が適切な就学先を選ぶことができるよう、教員経験者を就学相談員として配

²⁷ 必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行なうプロセスのこと。

置し、行動観察等を経て児童・生徒等の障がいの状態や教育上必要な支援等を見極めるとともに、保護者及び児童・生徒等本人の就学・転学等²⁸に関する意見や考えを尊重し必要な助言を行います。相談の際には、自分自身で意思を伝えることが難しい児童・生徒等の意見や考えを受け止められるように努めています。

(4) 教育相談員の配置

臨床心理学を専門とする者を教育相談員として配置し、児童・生徒や保護者が自らの問題に向き合い解決が図れるように援助、助言を行うとともに、相談者の同意のもと学校や関係機関と連携し、効果的な相談対応を実施しています。

(5) 巡回発達相談員の派遣

発達・心理の専門家を「巡回発達相談員」として市立小・中学校へ派遣し、支援が必要な児童・生徒の見立てを行い、効果的な指導・支援方法について教育支援コーディネーターや担当教員等へ助言しています。

(6) 連携支援コーディネーターの派遣

支援を要する子どもが適切な就学先を選択できる環境を整えるとともに、就学後の子どもの学びを支援するため、連携支援コーディネーターを配置し、学校訪問により教育支援に関する教員の育成、指導・助言等を行っています。

(7) 相談員の専門性の向上

引き続き、各相談員の専門性を高める研修を実施し、相談支援の維持・向上に努めていきます。

²⁸ 転学:通常の学級、教育支援学級等及び特別支援学校など、児童・生徒の能力・状況に応じて、柔軟に適切な学びの場を変更すること。

第3 Ⅲ地域・関係機関と連携した切れ目のない教育支援の推進

1 子ども発達支援センターとの連携推進 **【重点施策】**

療育機関²⁹である三鷹市子ども発達支援センターと連携し、未就学児の保護者を対象として、特別支援学校や教育支援学級等の紹介を含む「就学説明会」の開催や連携した就学相談を実施しています。今後、教育支援コーディネーターを中心とした、切れ目のない円滑な就学のため連携を検討・実施していきます。

2 障がい福祉との連携推進

障害福祉サービスの「保育所等訪問支援³⁰」や「放課後等デイサービス³¹」事業者と学校教職員の連携を推進し、支援が必要な児童・生徒の教育支援の充実に図ります。

3 幼稚園・保育園・小学校及び学童保育所等との連携推進

三鷹市教育委員会に「幼稚園・保育園・小学校及び学童保育所等連携推進委員会」を設置し、円滑な就学に向けて、園児等の学校行事への参加や給食体験など様々な取り組みを検討しています。また、引き続き就学支援シート³²を運用し、就学前の学校長等との面談を通じ小学校へあらかじめ伝えておきたい支援内容等を関係者が共有できる取り組みを推進していきます。

4 都立特別支援学校との連携推進

東京都の副籍制度を活用し、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒と市立小・中学校の児童・生徒との交流を推進し、心の成長や障がい理解を促すとともに、互いを尊重し合える関係を構築していきます。(再掲：I-5交流及び共同学習の推進)

5 義務教育終了後の教育機関等との連携推進

連携支援コーディネーターを中心に、義務教育終了後の就学・就労先と連携した切れ目のない教育支援の方策を検討します。

²⁹ 子どもの発達に詳しい保育士、心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などの専門家が在籍し、子どもの発達をうながす支援や、家族への支援を行っている機関。

³⁰ 児童福祉法に位置付けられた児童福祉サービス。学校施設等で対象児童が集団生活に適応できるよう専門的な支援その他の便宜を供与する事業。

³¹ 児童福祉法に位置付けられた児童福祉サービス。学校に就学している対象児童に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業。

³² 小学校入学に際しての不安を解消し、よりよいスタートが切れる環境を用意するために、幼稚園・保育園・療育機関・家庭での児童の様子や、配慮してきたことなどを小学校へ引き継ぐために作成するシート。

